

# 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例 月形町例規集(北海道)

## 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例(平成29年12月7日条例第19号)

最終改正:平成29年12月7日条例第19号

改正内容:平成29年12月7日条例第19号[平成29年12月7日]

○月形町地域公共交通活性化協議会設置条例  
平成29年12月7日条例第19号  
月形町地域公共交通活性化協議会設置条例  
(設置)

**第1条** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画をいう。第3条において同じ。)の作成及び実施に関する協議その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進に関し必要な協議を行うため、月形町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

**第3条** 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に係る協議に関すること。
- (2) 地域公共交通網形成計画の進行管理に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画において定められた事業に関すること。
- (4) その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組として協議会が必要と認めること。

(組織)

**第4条** 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) 商工業、福祉及び教育に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (7) 行政区長又はその推薦を受けた者
- (8) 町の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(部会)

**第8条** 協議会は、第3条各号に掲げる事務について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

(守秘義務)

**第9条** 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第10条** 協議会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

# 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例 月形町例規集(北海道)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例(平成13年月形町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1月形町創生総合戦略審議会委員の項の次に次のように加える。

月形町地域公共交通活性化協議会委員	日額	7,200
-------------------	----	-------